

確定拠出年金に係る「拠出限度額の改正」について

平成 21 年 7 月 29 日付で「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が公布（平成 22 年 1 月 1 日施行）されましたので、紹介致します。

拠出限度額は実施している確定拠出年金制度の種類および他の企業年金有無により以下のとおり改正となります。

実施している確定拠出年金制度	区分	改正前 拠出限度額	改正後 拠出限度額
企業が実施する確定拠出年金 (企業型)	他の企業年金なし	月 4.6 万円	月 5.1 万円
	他の企業年金あり	月 2.3 万円	月 2.55 万円
個人で加入する確定拠出年金 (個人型)	第 2 号被保険者 (企業への勤務者で 他の企業年金なし)	月 1.8 万円	月 2.3 万円
	第 1 号被保険者 (自営業者等)	月 6.8 万円	変更なし

【政令第百九十三号「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」の条文】

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「四万六千円」を「五万円」に改め、同条第二号中「二万三千元」を「二万五千五百円」に改める。

第三十六条第二号中「一万八千円」を「二万三千元」に改める。

附則第二条第二項中「二万三千元」を「二万五千五百円」に改める。

拠出限度額とは

確定拠出年金には、自営業者等が各個人で掛け金を支払う「個人型年金」と、企業が掛け金を支払う「企業型年金」の二通りがあります。

拠出限度額とは、各個人または企業が支払う掛け金の上限のことを言います。